

危機管理方針（業務継続方針）

茨城県信用組合

茨城県信用組合（以下、「当組合」といいます。）は、自然災害、システム障害、感染症の蔓延、人為的な災害等により生命や業務継続が脅かされる危機時において、生命の安全確保と業務の継続または速やかな再開を図るため、危機時の対応ならびに業務継続体制について、以下の基本方針のもと対応してまいります。

1. 危機時対応の基本的な考え方

- (1) 当組合は、来店されているお客様と役職員およびその家族の生命の安全確保を第一として、二次災害の防止に努め、業務継続にあたります。
- (2) 当組合は、非常事態時においても最低限の金融サービスを継続することにより、地域における住民の皆様の生活や経済活動の維持に最大限の協力をします。
- (3) 当組合は、災害等による個別金融機関レベルでの決済不能を防止し、ひいては社会全体への決済面での混乱拡大を抑制するよう努めます。
- (4) 当組合は、被災等による長期の業務停止から発生する「収益機会の喪失」やそれに伴う「お客様等からの評価の低下」を少しでも回避し、経営への悪影響を最小限にとどめるよう努めます。

2. 業務継続体制の基本的な考え方

- (1) 当組合は、業務継続管理を当組合の経営の重要事項と位置付け、業務継続体制の継続的な改善を図ります。
- (2) 当組合は、様々な経営資源が制約される危機時においても、金融機関の使命を果たすために、優先して対応すべき業務を定め、これらの業務に経営資源を集中させます。

以 上